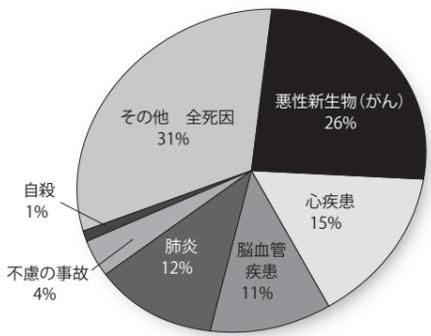


平成23年度 市の死因別死亡数
(厚生労働省平成23年人口動態統計より)



がんは、とても身近な病気です。国民の2人に1人が、がんになり、3人に1人が、がんで亡くなっています。また、がんは自覚症状が出にくい病気です。自覚症状に気が付き病院で受診した時には、がんが進行した状態で発見されることが多くあります。

市では、4～8月に行われたがん検診を受診できなかった人のために、次のとおりがん検診を実施します。検診内容・検診費用など、詳しくは健康カレンダー(広報せとうち4月号に折り込み)を確認するか、健康づくり推進課までお問い合わせください。

結核肺がん 未受診者検診 日程表

地域	月日	受付時間	場所
長船	10月21日(水)	9:00～9:15	美和老人憩いの家
		9:45～10:00	長船町公民館
		10:30～10:45	行幸老人憩いの家
		11:15～11:30	ゆめトピア長船
		13:00～13:15	豊原コミュニティセンター
		13:45～14:00	本庄コミュニティセンター
邑久	10月23日(金)	9:00～9:15	笠加コミュニティセンター
		9:45～10:00	福田コミュニティセンター
		10:30～10:45	今城コミュニティセンター
		11:15～11:35	中央公民館(邑久)
		13:00～13:15	牛窓町公民館長浜分館
		13:45～14:00	牛窓町公民館鹿忍分館ふれあい棟
牛窓	10月23日(金)	14:30～14:45	牛窓町公民館牛窓分館
		15:15～15:30	牛窓体育館

結核肺がん・大腸がん・胃がん 未受診者検診 日程表

月日	受付時間	場所
10月2日(金)	7:30～9:30	ゆめトピア長船

※結核肺がん検診は、10月2日以外に左表のとおり実施します。
※胃がん検診のみ事前申し込み(健康づくり推進課へ電話)が必要です。

▷胃がん検診 申込期間
9月30日(水)まで
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)



子宮頸がん個別検診を行っています
岡山市内の医療機関で、個別に子宮頸がん検診を受けることができます(すでに集団検診を受けた人は受診できません)。土日や夜間など、都合のつく時に検診を受けたい人は、ぜひ個別検診を利用してください。実施期間は12月までです。
受診には、医療機関専用の検診票が必要です。詳しい案内や検診票などは、左記の場所でお渡しします(代理の人でも受け取り可能)。
▽配布期間
11月30日(月)まで
午前8時30分～午後5時15分(土日・祝日を除く)
▽配布場所 健康づくり推進課、瀬戸内市役所(市民課)、牛窓支所、裳掛出張所

瀬戸内市の死亡原因の第1位は「がん」です

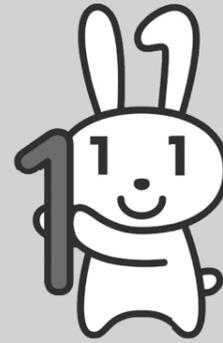


健康ライフ

受け忘れていませんか がん検診

命に関わる大事な検診です 年に一度は必ず検診を受けましょう

マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



マイナンバー制度が始まります

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、市民の皆さん一人ひとりにマイナンバー(個人番号)を割り当て、公平、公正な社会の実現や行政手続きの利便性の向上、行政事務の効率化を図るための社会基盤となる制度です。

マイナンバーは1人につき1つ、12桁の番号で、原則として生涯使用します。

マイナンバー制度のお問い合わせはコールセンターへ

☎0570-20-0178 [全国共通ナビダイヤル(通話料がかかります)]

▷受付時間 午前9時30分から午後5時30分まで(土日・祝日・年末年始を除く)

※平成27年10月から平成28年3月までは、平日は午前9時30分から午後8時まで、年末年始を除く土日・祝日は午前9時30分から午後5時30分まで

※IP電話などで全国共通ナビダイヤルにつながらないときは☎050-3816-9405にお掛けください。

※外国語対応(英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)は☎0570-20-0291にお掛けください。

HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

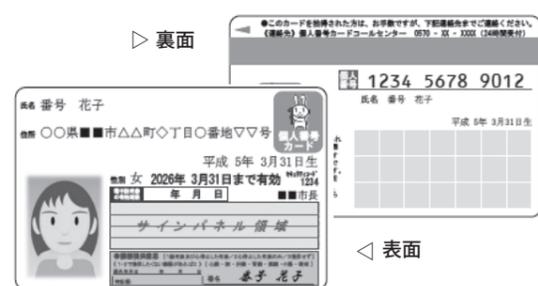


マイナンバーで暮らしをもっと便利に

国の機関や地方公共団体で分散して管理されている個人の情報が、マイナンバーにより、同一人の情報であると確認できるようになります。これにより、行政手続きの申請書にマイナンバーを記載することで、これまで添付していた書類を省略することができ、申請者の負担が減るなどの効果が期待されています。マイナンバーの利用、提供、収集・保管には厳しい制限があり、社会保障、税、災害対策に関する分野に限定されています。また、他人のマイナンバーを不正に取得することや、他人のマイナンバーを取り扱う者が、マイナンバーやマイナンバーを含む個人情報(特定個人情報)を不正に提供することは、処罰の対象となります。



マイナンバーの通知など
マイナンバーは、平成27年10月以降に、住民票のある住所地に紙製の通知カードが送



個人番号カードのデザイン案
※デザインは現在検討中です

られます。平成28年1月以降、希望者には、顔写真とICチップがついた個人番号カードを無料で交付します。この個人番号カードは公的な本人確認書類として利用できます。ICチップに記録される情報は、氏名・住所・生年月日・性別・個人番号などに限られ、所得情報や受給しているサービスなどの情報は記録されません。また平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が開始されます。



法人番号とは

マイナンバーの導入に併せて、企業などの法人にも13桁の法人番号が付番されます。マイナンバーとは異なり、法人番号は公開され、さまざまな用途で活用されます。

▽契約管財課
☎0869-22-2079



特別な理由で住所地以外への送付を希望する人へ
東日本大震災の被災者ドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー行為、児童虐待などの被害者や、医療機関・施設などへの長期の入院・入所のため、住所地以外への通知カード送付を希望する人は、9月25日(金)までに、住民票のある市区町村にご相談ください。
▽市民課
☎0869-22-1115